

基地対策に関する要望書

日頃より、木更津市政の推進にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本市は、日米地位協定により在日米軍が施設及び区域を管理し、陸上自衛隊が共同使用する木更津飛行場をはじめ、海上自衛隊航空補給処や航空自衛隊木更津分屯基地が所在する、基地と共存するまちであります。

多くの市民は、国の防衛政策や沖縄県の基地負担軽減への取組に一定の理解を示しておりますが、木更津飛行場においては、陸上自衛隊木更津駐屯地に所属している航空機や米軍機の飛行運用に加えて、平成29年2月から米海兵隊MV-22オスプレイの定期機体整備が開始され、また、令和2年7月から陸上自衛隊V-22オスプレイの暫定配備が開始されたことに伴い、航空機騒音による基地周辺住民の負担は増加しております。

また、近年では、令和4年6月に米国カリフォルニア州で米海兵隊MV-22オスプレイの墜落事故が発生し、令和5年7月に米海兵隊が当該事故に係る報告書を公表しましたが、市民の航空機の安全性に対する懸念は高まっております。

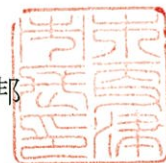
市では、市民の安全・安心を第一に考え、基地周辺住民の負担が軽減できるよう取り組んでおりますが、市民の理解を得ていくうえでは、より一層の基地周辺における生活環境への配慮や環境整備が必要となっております。

本市における基地周辺の実情をご理解いただき、次の事項について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年10月2日

防衛大臣 木原 稔 様
北関東防衛局長 二又 知彦 様

木更津市長 渡辺 芳 邦



1 安全対策の徹底及び基地周辺の生活環境への配慮について

市民の安全・安心の確保のため、引き続き、日米オスプレイをはじめ、全ての航空機の運用に万全を期するとともに、安全対策を徹底すること。

また、陸上自衛隊木更津駐屯地に所属している航空機及び米軍機の飛行等の運用に伴う、騒音等による負担の軽減のため、以下の項目について最大限の配慮をされること。

- (1) 場周経路を使用した飛行訓練については、連続した場周経路の使用を避ける、可能な限り高い飛行高度を維持するなど、騒音軽減策を徹底すること。
- (2) 夜間飛行については、基地周辺への騒音による影響が大きいことから、必要最小限とすること。特に、陸上自衛隊V-22オスプレイの夜間飛行については、有効な騒音軽減策を講ずること。
- (3) 格納庫前のエプロンで行っている航空機の点検等に係る騒音について、必要な防音措置を講ずること。
- (4) 基地周辺の生活環境への影響について、基地周辺住民の声を傾聴するとともに、木更津駐屯地から基地周辺住民へ積極的な情報発信を行うこと。

2 基地周辺の環境整備等について

まちづくり支援事業をはじめ民生安定施設整備事業等の推進にご協力をいただいているところであるが、現在、取り組みを進めているまちづくり支援事業については、自衛隊施設と基地周辺との調和を図るうえで重要な事業であることから、今後も、在日米軍と陸上自衛隊が共同使用する基地の重要性と、基地を抱える本市の状況を十分考慮し、上記事業をはじめ、基地周辺地域の振興に繋がる事業の推進に最大限の配慮をされること。

3 潮干狩り等への配慮について

本市の重要な観光資源の一つに潮干狩りがあり、春から夏にかけて多くの来場者が訪れ賑わっている。本市に所在する潮干狩り場は、木更津駐屯地の場周経路下にあることから、引き続き、潮干狩り場が開場している際は、騒音による影響を考慮するとともに、木更津駐屯地周辺で集客イベントが実施されるときは、木更津駐屯地に配備されている航空機の運用に関し最大限配慮すること。

4 オスプレイに関する覚書等の遵守について

米海兵隊MV-22オスプレイの定期機体整備にあたっては、平成24年9月19日に日米合同委員会において合意された「日本国における新たな航空機(MV-22)に関する合同委員会への覚書」と平成29年1月19日に防衛省、米軍及び整備企業との間で取り交わした「V-22オスプレイの定期機体整備(PMI)作業に際しての陸上自衛隊木更津駐屯地の使用に関する確認事項」を遵守すること。

また、陸上自衛隊V-22オスプレイの暫定配備にあたっては、令和2年2月14日に本市と防衛省との間で取り交わした「陸上自衛隊V-22オスプレイの

木更津駐屯地への暫定的な配備に係る合意」を遵守すること。

5 適時適切な情報提供について

米海兵隊MV-22オスプレイの定期機体整備や陸上自衛隊V-22オスプレイの暫定配備に関する情報をはじめ、自衛隊施設の運用に伴い、基地周辺の生活環境に影響を与える事柄については、適時適切な情報提供を行うこと。

万が一、事故等が発生した場合は、速やかにその状況を市に報告するとともに、徹底した原因究明と再発防止策を講ずること。

また、日本国内はもとより、海外におけるオスプレイの事故に関する情報については、市民のオスプレイへの安全性に対する懸念を払拭するため、事故原因と再発防止策の情報提供を行うとともに、貴省の責任において積極的な情報発信を行うこと。

さらに、航空機から発生する低周波音による影響について、当該分野の技術動向などの収集状況について情報提供を行うこと。